

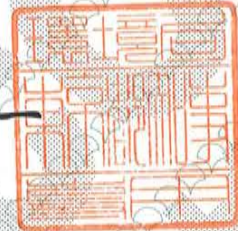
一般廃棄物処理施設設置変更許可証

平成27年2月20日

住所 東京都大田区城南島三丁目2番14号
氏名 株式会社フューチャー・エコロジー 代表取締役 山崎 昌明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事 舛添 要一



許可の年月日	平成15年9月17日 許可番号 一施第35号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（破砕施設） 普通ごみ（小型電子・電気機器、情報機器）
設置場所	東京都大田区城南島三丁目2番14号
処理能力	12.74t/日（施設詳細は裏面のとおり）
許可の条件	稼働時間は、8時30分から21時30分（うち休憩時間1時間を除く）の12時間とする。
留意事項	1. 施設の設置（変更）にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。



(裏面)

種類と処理方式	処理能力
普通ごみ (小型電子・電気機器、情報機器)	$0.580 \text{ t/h} \times 12 \text{ h} \doteq 6.96 \text{ t/日}$
	$0.482 \text{ t/h} \times 12 \text{ h} \doteq 5.78 \text{ t/日}$
計	12.74 t/日 (12時間稼動)

(以下余白)